

## 農業・農村の活性化に向けた政策提案決議

昨年、農協法、農業委員会法や農地法等の改正法が成立し、本年4月1日より施行されたが、政策推進の現場では、政策の主旨は理解しながらも、運用面では予算の増減や要件等から、困惑している状況もある。

国は、平成25年度から「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づいた施策を進めているが、制度・政策を変更する場合は、十分に検討を重ね、十分現場の理解を得た上でスタートされたい。

また、農水省は収入保険制度の議論を進めており、平成29年通常国会に法案を提出するとの報道もある。農業所得減少などへのセーフティーネット(安全網)として、品目を超えた農業経営全体の対策と思われるが、生産活動を下支えする制度として、生産者の努力が適切に評価される制度とすべきである。

われわれ山形県の農業委員会組織は、農地利用の最適化の実現のため、また農業・農村の活性化のため、下記提案事項の実現を強く望むものである。

### 記

1. 農地集積に係る支援(地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金)は、既に出し手となっている農地所有者にとってはインセンティブが働きづらい仕組みとなっている。既に集積が進んでいる地域にとっても、再度の面的集積への動機づけとなるよう、交付要件を改善すること。
2. 復元することが困難な、森林・原野化した荒廃農地は、農業委員会が非農地判定を行うことを含めて対策を進めている。しかし、不法投棄等の温床になりかねないなど、周辺農地の営農に影響が出る懸念がある。里山などとして適切に管理保全できる制度措置と政策的な支援措置を講じること。
3. 相続による農地の分散所有、相続未登記による流動化手続きの複雑化、少子化や資産価値低下に伴う相続放棄なども、遊休農地の発生要因として重要な課題となりつつある。農地を農地として活用できる、公平かつスムーズな手続きが可能となる制度的措置について検討すること。
4. TPP協定の国会論議にあたっては、十分審議を尽くすとともに、農業者をはじめ広く国民に対し、丁寧な説明を行うこと。また、国内対策については、農業者の声を踏まえ長期的な視野に立った施策、制度の運用を図ること。

5. 平成 30 年産米から、行政は生産数量目標の配分を行わず、国が提供する需給情報等を参考に、生産者や集荷業者が生産・販売をするかを決定するとしているが、実施まで 1 年余りとなった現在でも具体的な施策が見えず、生産農家は不安を募らせている。新たな施策については、関連する要綱・要領の方向性を早急に示し、理解の徹底を図ること。
  
6. 有害鳥獣の増加による農作物被害は深刻さを増し、最近は人身にも危害が及んでいることから農業者の精神的な痛手が大きい。地域が主体となった多様な取り組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、狩猟免許取得者の負担軽減並びに拡大・若返りのための支援措置の強化を図ること。

## 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議

農地利用の最適化の推進を重点に位置づけた改正農業委員会法が、平成28年4月1日に施行された。農業委員会組織は、これまで以上に担い手への農地の利用集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入を含めた担い手の確保・育成などの活動の強化とその成果が求められている。

こうしたことを踏まえ、地域の農業者の代表として自信と誇りを持って農業・農村の健全な発展に寄与するため、農地利用の最適化の推進に向けた取り組みの強化を図ることが重要となってくる。

よって、我々は山形県農業委員大会において、下記の事項について一層の取り組み強化を図ることをここに申し合わせ、決議する。

### 記

#### 1. 農地の確保と有効利用の推進に取り組もう

- (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保を図るとともに、両委員の適切な役割分担と連携による農地利用の最適化の推進に努めること。
- (2) 農地パトロール（農地利用状況調査）による地域の農地利用の総点検を行うとともに、農地利用意向調査を着実に実施し、その結果を踏まえ農地中間管理機構と連携した措置の実施を行うこと。
- (3) 農地台帳の精度向上をめざすとともに、「全国農地ナビ」への移行に向けた万全の対応を図ること。
- (4) 優良農地を確保するため、関係機関とも連携して無断転用の防止、早期発見・是正指導に取り組むこと。
- (5) 「人・農地プラン」の作成・見直し等における農地中間管理機構との連携を強化すること。また、農家から農地のあっせん等の希望が出された場合、地域の実情を踏まえた手法を選択し、農地利用調整を行うこと。

#### 2. 担い手の確保と経営の合理化に向けた支援を強化しよう

- (1) 担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた地域の合意形成を促進すること。

- (2) 農業参入希望者等の相談に積極的に対応するとともに、市町村やJAなど関係機関・団体と連携し、新規参入後の経営確立に向けた支援体制を整備すること。
- (3) 農地所有適格法人及び一般企業などの農業参入に当たっては、制度の仕組みや留意点などを周知すること。

### 3. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

- (1) 認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、それらを通じた農業・農村現場の声を積み上げること。
- (2) 改正農業委員会法第38条を踏まえ、地域における農業・農村の問題を幅広く積み上げた意見の市町村長等への提出など政策提案活動を強化すること。

## 農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資することを目的としている。平成14年1月に再構築された新制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく方式であり、その時々の加入者数等には左右されにくく、税金優遇もある少子高齢時代に強い長期的な安定した制度である。

農業引退後も十分な収入を確保し、楽しい日々を送るために農業者年金の必要性を伝えるのは私たちの使命であり、農業者年金について「知らなかった」、「説明を聞いたことがなかった」ということがないように、多くの農業者に制度の魅力を伝える取り組みが必要である。

また、農業委員会制度をはじめ、農業・農政をめぐる情勢が目まぐるしく変動する中、農地と担い手を守り、力強い農業をつくりあげていくためには、正しい情報の伝達がなにより大切である。

全国農業新聞、全国農業図書のほか、市町村農業委員会だより、広報誌やホームページなどを活用して農業者へ迅速かつ正確な情報提供の推進を図っていかなければならない。

本大会においては、現役世代が安心して農業に携わることができるよう、農業者年金の加入推進に加え、農業に関する制度や施策を地域の農業者にわかりやすく伝えることを念頭に、次の取り組みを強力に進めていくことを申し合わせ決議する。

### 記

#### 1. 農業者年金の加入推進

農業者年金制度をより一層普及させるため、若手の農業後継者や新規就農者と話し合う機会を積極的に設け、年金制度に対する理解を深めよう。農業者の一人でも多くが老後も安定した生活を送れるようになることを願い、平成28年度農業者年金新規加入者の県全体目標人数90人達成に向け、一致団結して加入推進活動に取り組もう。

#### 2. 情報提供の強化

農業経営に役立つ情報が満載の「全国農業新聞」が、できるだけ多くの農業者の手元に届くよう、農業委員・農地利用最適化推進委員一人あたり2部以上の購読部数確保を目標に普及活動を進めよう。